

AIDS UPDATE

No.7 1999.3.18

広島大学医学部附属病院

エイズ医療対策室

内線2941 (輸血部副部長室)

Internet: www.aids-chushi.or.jp

- エイズ予防法廃止 - 感染症新法が始まります

平成10年9月25日に成立した新法の正式名は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」です。これにともない、1897年に制定された伝染病予防法は性病予防法、エイズ予防法とともに廃止され、今年の4月1日から新法に移行します。隔離などの人権制限を最小限とし、事前対応、感染症類型と医療体制の再整理、人権尊重に配慮した入院手続きなどが骨子となっています。

エイズはウイルス性肝炎と同じ4類感染症に含まれ、一般の医療機関で診療し、医療保険が適用されます。国は発生動向調査を行い、国民や医療関係者に情報を提供・公開することによって、拡大を防止することになっています。HIV感染者・エイズ発病者を診断した場合は、7日以内に最寄りの保健所(本院では広島市保健所)を通じて全例を届けなければなりません。届け出義務を果たさなかった医師には罰則が適用されます。

本法律に含まれる疾患については全て罰則(禁固・罰金)付きの守秘義務が課せられています。バスの中で「**さんって、B型肝炎なんだって」としゃべれば、それは守秘義務違反です。とはいえ、処罰や損失といった“おどし”ではなく、患者さんに安心して療養できる環境を提供できる、高いモラルの職場であるという“ほこり”をもって、患者さんの秘密を守りたいものですね。

シンポジウムが開催されました

去る2月27日東京国際フォーラムで厚生省研究班の合同公開シンポジウム「エイズ医療体制の確立を目指して」が開催されました。参加者数はおよそ800名で本院からは4名の参加でした。おおよそ「基調報告」、「20の分科会と分科会報告」、「特別講演」という構成でした。シンポジウム後の評価は参加者によって別れたように思います。エイズの経験を持たない拠点病院の参加者からは、「全体像がつかめてよくわかった」という意見、薬害HIVの原告たちからは「これだけの関係者を集めたのは評価するが、内容はまだ不満」という意見、すでに多くの患者を扱っている施設の関係者からは「エイズはもっと切迫しているのに、お金の無駄づかいだ」という意見だったように感じました。

エイズ診断基準がマイナーチェンジ

4月1日から新しい診断基準が使われます。でもよく見ればエイズ指標疾患は原虫、真菌、ウイルス感染症などと順序が整理されただけです。わかりやすくなりました。またスクリーニング検査に免疫クロマトグラフィー法(IC法)が採用されました。採血から15分以内に結果がわかるというベッドサイドや外来でもできる迅速検査です。本院では保険に採用されたら導入する予定です。

< ご意見募集 >

「AIDS UPDATE」は今後も不定期に発行します。ご意見やご希望がありましたら輸血部までお寄せ下さい。 [TAKATA, OE]
takata@aid-chushi.or.jp